

提出日：西暦 2014年3月13日

社内研修報告書

弁護士法人 名古屋総合法律事務所
受講者：関根 麻美子

| | |
|---------------|--|
| 研修テーマ | 法律事務所職員研修 |
| 主催者 | 愛知県弁護士会 |
| 受講場所 | 愛知弁護士会館5Fホール |
| 受講期間 | 2013年3月10日 13:30～15:30 |
| 研修内容 | 供託・裁判外の手続について |
| 研修の成果 及び感想 | <p>村上・加藤・野口法律事務所 事務職員 我謝 賢司さんの講義。</p> <p>裁判外の実務についての解説。郵便局、公証役場、法務局(供託)に関する実務の解説。</p> <p>○郵便局</p> <ul style="list-style-type: none">◆郵便局は元々国営機関であったため、他の宅配業者と異なり、法律事務の重要な役割を担うことがある。◆具体的には信書の取り扱い、内容証明郵便、送達などである。◆信書とは、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書のこと。手紙、領収書、請求書、申込書、申請書、契約書、承諾書など差出人・受取人が表示されたものはほとんど信書となる。◆内容証明郵便は、発送した文書の差出日付、差出人、宛先、内容を郵便事業株式会社が謄本により証明する制度である。利用としては、債権譲渡の通知、遺留分減殺請求の通知、契約解除の通知、明渡催告書等で利用されることが多い。◆送達とは裁判所が一定の方式に従い、当事者など訴訟の関係者に文書を送付し、その内容を知らせる行為のこと。注意点として、送達を受けた場合、送達の効力が発生するため、控訴期間などに注意しなければならない。(送達から2週間)そのため、判決正本や決定正本等の裁判書類の送達を受ける場合は、必ず弁護士に了解を得ること。 |

○公証役場

- ◆公証役場では主に、公正証書の作成、認証、確定日付が行われる。
- ◆公正証書には金銭消費貸借公正証書、債務弁済契約公正証書、売買契約公正証書などがある。
- ◆公正証書の効力は、債務名義になること、信用力があること、明確な証拠になることなどがある。
- ◆公正証書の作成には、証書の内容(事前に連絡)、印鑑証明書、実印などが必要。手続きする人や内容によって持ち物が異なるため、その時々で確認が必要。
- ◆公正証書作成には証人が必要。自分で準備できなければ、公証役場で証人を用意してくれるが、費用がかかる。
- ◆認証には私署証書の認証、定款の認証などがある。
- ◆私署証書とは、私人が作成したその署名のある文書のこと、その認証は正当な手続きで記載され、成立したものであることを公証人が証明するもの。
- ◆定款の認証は、会社設立の際の必須手続き。会社の本店の所在地を管轄する法務局に所属する公証役場で認証手続きを受ける必要がある。
- ◆確定日付は、その日にその文書が存在していたことを証明するもの。アリバイを証言した日付を確定する時などに利用。

○供託

- ◆供託とは、金銭、有価証券などの財産を国家機関である供託書に提出してその管理を委ね、最終的には供託所がその財産をある人に取得させることによって、一定の法律上の目的を達成しようとするために設けられている制度のこと。供託業務は法務局で行われる。
- ◆供託の種類としては、弁済供託、保証供託、執行供託、保管供託、没収供託などがあるが、裁判上の保証供託が一番よく利用される。
- ◆裁判上の保証供託は、後の支払いを確保するための担保としての供託のこと。例えば民事保全事件での仮差押・仮処分の担保や仮執行、強制執行の停止の担保、訴訟費用の担保など。
- ◆保全処分の供託は期限が短いため、注意が必要。

○研修を終えて

| | |
|------|--|
| | 今まであまり意識せずに行ってきた作業などの、意義や目的がわかり、とても有意義でした。これからの業務に生かしていきたいと思います。 |
| 添付資料 | レジュメ、資料 |
| 受講者 | 関根 |